

### 新潟県選挙管理委員会規程第3号

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年新潟県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第2号様式(第3条関係) 意見照会書 (略) 新潟県選挙管理委員会 (略)	第2号様式(第3条関係) 意見照会書 (略) 新潟県選挙管理委員会 <u>印</u> (略)

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。